

## 市民参加条例第20条第1項の規定に基づく提言に対する市長の意見について

平成20年5月26日付けで市民参加推進会議（以下「推進会議」という。）から提言のあった「附属機関等の公募委員の応募者を増加させる方策等について」に対し、市民参加条例第20条第2項の規定に基づき、下記のとおり市長の意見を公表します。

## 記

推進会議の提言	市長の意見
<p>(1) 公募委員の選考に当たり、小論文の提出を求めることが応募意欲の障害になっている場合もあると思われるので、小論文にこだわらずアンケートに答えるような「応募用紙」に記入する方式などの導入を検討すること。なお、小論文に関してはテーマをより具体的にし、タイトルを分かりやすく明確にするなど書きやすく工夫することが望まれる。また、「私の志望動機」「私の希望」「私の提案」など、委員になろうとする者の意欲、希望などを書く様式を用意することや説明会の開催も検討すること。</p>	<p>(1) 公募委員の選考方法については、市民参加条例施行規則で①論文、作文等による選考②面接選考③書類審査④抽選のいずれかから附属機関等の設置の趣旨及び目的に合った方法を選択すると定められているがそのほとんどは①を採用している。推進会議の提言を踏まえ、より多くの市民が応募できるような方式や、具体的でわかりやすいタイトルの工夫をするなど、従来のスタイルにとらわれない方法等を研究・検討し、実施する。</p>
<p>(2) 公募委員募集の広報について、審議会等の具体的な審議内容や開催日、開催時刻など応募してみよう、参加してみようという判断の材料となる資料等をつけるなど周知方法を工夫すること。例えば、前期審議会等の開催日（平日、土・日曜日）、開催時刻（午前、午後、夜間など）、審議概要等を資料として作成し募集すること。あわせて、公募委員募集のポスターの効果的掲示を検討すること。</p>	<p>(2) 公募委員募集の広報については、応募の判断の材料を具体的な記述でより多く盛り込むなど、市民が、応募に関して知りたい内容をわかりやすく周知する方法を工夫する。また、公募委員募集のポスター等は積極的に掲示する。</p>
<p>(3) 市報とホームページによる広報は、それぞれの特徴を踏まえた上で工夫し両者の適切な役割分担を考慮すること。なお、情報量として多量な広報のできるホームページの活用が求められるが、現在の審議会等のホームページは取り付きにくく、興味が持てる内容ではないのでアクセスしやすく、わかりやすくするよう改善すること。</p>	<p>(3) 市民参加関連のホームページへのアクセスについては、関係課が協議し、よりわかりやすい方法を考える。また、市報での広報については、限られたスペース内で、最大限の効果を挙げる掲載方法を工夫する。</p>

<p>(4) 八戸市、埼玉県宮代町等で実施している公募委員の登録制度の導入について検討すること。</p>	<p>(4) 公募委員の登録制度の導入については、先進して実施している自治体の状況などを参考に検討する。</p>
<p>(5) インターネットを使って補助的な意見収集をすることを考えること。</p>	<p>(5) インターネットを使用しての補助的な意見募集の方法については、関係課が協議し検討する。</p>
<p>(6) 市民参加条例について職員研修やアンケート等を実施すること。</p>	<p>(6) 職員研修及び職員アンケートを実施し、その結果を市民と行政との協働の推進に反映させたい。</p>